

## 新「大学設置基準」についての一考察

渡 辺 寛 勝

当身延山短期大学々園においてここ数年来、三年制の短期大学を四年制の大学への改組転換が計画されており、文部省も平成三年六月、「大学設置基準の一部を改正する省令」を公布、それに伴って平成三年（一九九一）、七月十七・十八日、於東京ダイヤモンドホテル、地域科学研究会主催、「大学・短大の新設置基準の今後の整備」〔原則抑制、質的自由競争時代の新設・改組転換〕、が開催され、それえの出席の機会に恵まれたので、今後、「教育課程」を編成する場合特に重要な問題であるので、大学設置基準、改正のポイント、課題となる点等について少し考えて見たいと思う。

◇

## 大学設置審査内規

新「大学設置基準」についての一考察（渡辺）

平成三年六月二十四日  
大学設置学校法人審査会  
大学設置分科会決定

大学、短期大学、大学の学部、学部の学科、短期大学の学科（以下「大学等」という。）の設置及び収容定員増に係わる学則変更に関する審査は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令並びに大学設置基準（昭和三十一年省令第二十八号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年省令第三十三号）、短期大学設置基準（昭和五十年省令第二十一号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年省令第三号）（以下設置基準を総称して「大学設置基準等」という。）に定めるもののほか、この内規の定めるところにより実施する。

1、設置の趣旨等

① 教育研究上の理念、目的が具体的かつ明確に示されており、それが、学校教育法に定める大学又は短期大学の目的及び今後我が国高等教育が全体として目指すべき基本方向（教育機能の強化、教育研究の高度化、生涯学習等への対応）に照らし、適切なものであること。

② 教育研究上の理念、目的に沿った設置の構想は、実現の見通しが十分あるものであること。

③ 大学又は短期大学の名称は、設置の趣旨に照らし適切なものであること。

④ 大学又は短期大学の位置は、教育研究上適当なものであること。

2、教育研究上の基本組織

学部、学科等の教育研究上の基本組織は設置の趣旨に照らし適切に編成されているものであること。

3、教育課程等

① 教育課程は、設置の趣旨に照らし適切なものであること。

② 教育課程の編成に当たっては、大学設置基準第十九条第二項及び短期大学設置基準第五条第二項の規

定の趣旨が効果的に達成されるよう配慮されているものであること。

③ 各授業科目の名称、内容、配当年次及び単位数が適切であるとともに、履習方法及び卒業の要件が適切であること。

④ 教育課程の展開に当たっては、少人数による授業対話・討論型、双方向的な授業の積極的な導入、十分な履習指導の実施に配慮されているとともに、授業計画の作成等についてもなるべく配慮されているものであること。

⑤ 教育課程はもとより、課外活動、施設・設備面を含め、大学教育全体を通じて設置の趣旨が達成されるよう配慮されているものであること。

4、教員組織

① 教員組織は、教育課程を展開するのにふさわしいものであること。

② 教育課程の目指すところを表現する上で主要と認められる授業科目については、専任教員が配置されていること。

③ 教員組織の年令構成は、均衡がとれていること。

④ 実験、実習又は実技等の授業科目が開設されてい

る学部又は学科等については、助手等が配置されていること。

⑤ 教員組織の年次の整備は全体計画が確定しており、かつ教育に支障のない限度において認めることができることとする。

⑥ 教員の資格審査に当たっては、特に教育上の能力に配慮すること。

#### 5、校舎等施設

① 校舎等施設は、教育課程を展開する上で、必要な種類、数及び規模を有し、かつ質的に充実しているものであること。

② 大学と短期大学が同一敷地内にある場合の校舎等施設の共用は、教育に支障のない限度において認められることができることとする。

大学又は短期大学と高校以下の学校との校舎等施設の共用は、管理部門を除き、原則として認めないこととする。

③ 暫定校舎、簡易建物は、原則として校舎とは認めないこととする。なお、校舎等施設の年次の整備は、全体計画が確立しており、かつ教育に支障のない限度において認めることができることとする。

新「大学設置基準」についての一考察(渡辺)

と。

④ 情報処理関係の授業科目が開設される場合には、情報処理学習のための施設が備えられていること。

当該授業科目が開設されない場合においても、大学教育全体を通じて情報処理能力の育成を図る観点から学習施設が備えられていることが望ましいこと。

⑤ 外国語関係の授業科目が開設される場合には、語学学習のための施設が備えられていること。当該授業科目が開設されない場合においても、大学教育全体を通じて外国語能力の育成を図る観点から、語学学習施設が備えられていることが望ましいこと。

⑥ 大学又は短期大学の新設の場合には、体育館が備えられていること。

学部の増設又は短期大学の学科の増設の場合には、原則として体育館が備えられていること。

#### 6、校地

① 大学の校地の基準面積について、教育に支障のない限度において、二分の一の範囲内で校地の面積の一部を減ずることができるのは、学部の学科増、改組転換(大学の設置等の認可の申請手続等に関する規則第五条に該当するものに限る)の場合とする。

と。なお、いわゆる大都市割引きの特例の廃止に伴う経過措置は従前どおり取り扱うこととする。

② 校地の基準面積の二分の一以上は、自己所有であること。

③ 校地については、年次的整備は認めないこととする。

### 7、教育研究経費

教員の研究費を含め、教育研究活動に要する経費が充実していること。

### 8、昼夜開講制

昼夜開講制により授業を行う学部、学科等における校舎面積及び専任教員数については、当該学部、学科等にいわゆる夜間主コースが置かれている場合には、それを夜間学部と見なした場合に適用される基準の特別措置を限度として、校舎面積及び専任教員数を減ずることができるとすること。この場合においては夜間主コースの収容定員は昼間主コースの収容定員と分けて設定されていること。

### 9、学生確保

長期的に安定した学生の確保について、十分な見通しが示されていること。

### 10、定員超過、欠員

① 収容定員超過率が一定値以上（当面一五以上）の学部又は短期大学の学科を有する大学又は短期大学については、原則として大学等の設置及び収容定員増は認めないこととする。

② 一定期間相当程度の欠員が生じている学部又は短期大学の学科を有する大学又は短期大学については、原則として改組転換以外は認めないこととする。

### 11、管理運営

① 大学又は短期大学としてふさわしい管理運営が行われるため、教員の人事に関する規程、教授会等の組織に関する規程などの学内諸規程が十分に整備されていること。

② 学内諸規程は、教学組織の意向が適切に反映されるよう配慮されているものであること。

### 12、資産及び維持経営の方法

資産及び維持経営の方法は、安定的な大学経営の見通しが示されているものであること。

### 13、自己点検・評価等

自己点検・評価の実施に関する大学又は短期大学としての対応（実施方法、実施体制、結果の活用、

評価項目等)が示されていること。

備考

1 この内規は、大学設置基準等の改正に合わせて、平成三年七月一日から適用すること。

ただし、平成三年度の審査における体育館、情報処理学習施設、語学学習施設定員超過、欠員に関する規定の適用については、弾力的に取り扱うことができることとする。

2 この内規に定めるもののほか、審査上必要な事項は別に定めることとする。

◇

### 大学設置基準の一部を改正する省令要綱

#### 第一 総則的事項

自己評価等に関する次のような規定を新設したこと。

#### ○ 自己評価等

① 大学は、その教育水準の向上を図り、当該大学の目的及び社会的使命を達成するため、当該大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めなければならない。

② 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な

体制を整えて行うものとする。

#### 第二 教育研究上の基本組織に関する事項

##### 1 学部

学部の種類の例示の規定を削除したこと。

##### 2 学科

専攻課程についての規定を削除したこと。

##### 3 課程

① 学部の教育上の目的を達成するために有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修の区分に応じて組織される課程を設けることができることとしたこと。

② 専攻課程についての規定を削除したこと。

#### 第三 教員組織に関する事項

##### 1 学科目制

学科目を担当する教員に関する例外についての規定の整理を行ったこと。

##### 2 講座制

講座に置かれる教員及び講座の担当に関する例外についての規定の整理を行ったこと。

3 講座外授業

講座外授業についての規定を削除したこと。

4 専任教員数

① 大学における専任教員の数を、当該大学に置く学部の種類に応じ定める数と大学全体の収容定員に依り定める数を合計した数以上としたこと。

② ①に関連し、専任教員数を定める現行の別表第一から第三の二までについては、入学定員に基づき算定する方式から収容定員に基づき算定する方式に改めるとともに、学部の種類の例示の廃止、授業科目ごとの区分の廃止、昼夜開講制に対応した規定の整備を行ったこと。

5 兼任の教員の合計数は、全教員数の二分の一を超えないものとする旨の規定を削除したこと。

第四 教員の資格に関する事項

1 教授の資格

- ① 教授の資格は、各号の一に該当することに加え、教育研究上の能力があると認められる者としたこと。
- ② 博士の学位を有する者については、それに加え、研究上の業績を有することを必要とすることとしたこと。

③ 旧制の大学、高等学校等における教授歴を有する者に関する規定を削除したこと。

2 助教授の資格

- ① 助教授の資格は、各号の一に該当することに加え、教育研究上の能力があると認められる者としたこと。
- ② 旧制の大学の大学院の在学歴又は旧制の高等学校、専門学校等における教授歴に関する規定を廃止したこと。

第五 収容定員に関する事項

- 1 「学生定員」を「収容定員」に改めたこと。
- 2 収容定員を学則で定めるに当たっては、昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとしたこと。

第六 教育課程に関する事項

1 教育課程の編成方針

教育課程の編成方針に関する次のような規定を新設したこと。

○ 教育課程の編成方針

① 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設

し、体系的に教育課程を編成するものとする。

② 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

## 2 授業科目の区分

授業科目の区分に関する規定を削除したこと。

## 3 単位の計算方法

① 大学が単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとしたこと。

ア、講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。

イ、実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める

時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができ。

② 上記①にかかわらず、卒業論文、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができるものとしたこと。

## 4 一年間の授業期間

一年間の授業期間については三十五週にわたることを規定することにとどめ、具体的な授業日数についての定めを設けないこととしたこと。

## 5 各授業科目の授業期間

各授業科目の授業期間については、教育上特別の必要があると認められる場合には、外国語の演習、体育実技等に限らず十週又は十五週より短い特定の期間において授業が行うことができることとしたこと。

## 6 授業を行う学生数

大学が一の授業科目について授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考

慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数としたこと。

7 昼夜開講制

昼夜開講制に関する次のような規定を新設したこと。

○ 昼夜開講制

大学は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制（同一学部において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。）により授業を行うことができる。

第七 卒業の要件等に関する事項

1 単位の授与

卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができるものとしたこと。

2 大学以外の教育施設等における学修、大学以外の教育施設等における学修に関する次のような規定を新設したこと。

○ 大学以外の教育施設等における学修

① 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部大臣が別に定める学修を、当該大学にお

ける授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

② 前項により与えることができる単位数は、単位互換に関する規定により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位を超えないものとする。

3 入学前の既修得単位等の認定

入学前の既修得単位等の認定に関する次のような規定を新設したこと。

○ 入学前の既修得単位等の認定

① 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（後記4の科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該大学に入学した後の当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

② 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に行った前記2の大学以外の教育施設等における学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。



③ 前記①及び②により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該大学において修得した単位以外のものについては、合わせて三十単位を超えないものとする。

#### 4 科目等履修生

科目等履修生に関する次のような規定を新設したこと。

#### ○ 科目等履修生

大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（「科目等履修生」という。）に対し単位を与えることができる。

#### 5 卒業の要件等

- ① 卒業の要件は、大学に四年以上在学し百二十四単元以上を修得することとし、授業科目の区分に応じて修得すべき単位数についての規定は削除したこと。
- ② 前記①にかかわらず、医学又は歯学に関する学科に係る卒業の要件は、大学に六年以上在学し、百八十八単位以上を修得することとしたこと。ただし、教育上必要と認められる場合には、大学は、修得すべき単位の一部の修得について、これに相当する授

業時間の履修をもって代えることができるものとしたこと。

③ 前記①にかかわらず、獣医学に関する学科に係る卒業の要件は、大学に六年以上在学し、百八十二単位以上を修得することとしたこと。

④ 学士の種類を廃止したこと。

#### 第八 校地、校舎等の施設及び設備に関する事項

##### 1 校舎等施設

① 校舎には、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとしたこと。

② 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとしたこと。

③ 夜間において授業を行う学部を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとしたこと。

④ 校舎面積に係る現行の第一表及び第二表について、入学定員に基づき算定する方式から収容定員に基づき算定する方式に改めるとともに、学部の種類の例

示の廃止、授業科目ごとの区分の廃止、昼夜開講制に対応した規定の整備を行ったこと。

## 2 図書館等の資料及び図書館

大学が備える図書及び学術雑誌の冊数及び種類数についての規定を削除し、図書等の資料及び図書館に関する次のような規定を新設したこと。

### ○ 図書等の資料及び図書館

① 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。

② 図書館は、前記①の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前記①の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。

③ 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。

④ 図書館には、大学の研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。

⑤ 閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。

## 第九 施行期日等

1 この改正は、平成三年七月一日から施行するものとしたこと。

2 この改正の施行の際、現に設置されている大学については、第八の1の②の体育館に係る部分の適用について、なお従前の例によることができるものとしたこと。



## 大学の自己点検・評価項目（例）

◇教育理念・目標等

○大学（学部）の教育理念・目標の設定

○教育理念・目標の点検・見直し

○大学（学部）の将来構想

○教育研究の活性化・充実のためのこれまでの取り組み

◇教育活動

（学生の受け入れ）

○学生募集・入学選抜の方針・方法

○学生定員充足状況（志願者数、合格者数、入学者数、在学者数等）

○編入学の方針と状況

（学生生活への配慮）

○奨学金制度（大学独自の奨学金、企業等からの奨学金等）、授業料減免の状況

○学生生活相談

○課外活動

（カリキュラムの編成）

○カリキュラムの編成方針と教育理念・目標との関係

○一般教育の内容とカリキュラム全体における位置付け

○外国語教育の内容とカリキュラム全体における位置付け

○保健体育の内容とカリキュラム全体における位置付け

○専門教育の内容とカリキュラム全体における位置付け

○カリキュラムの編成及び見直しの方法・体制

（教育指導の在り方）

○各授業科目ごとの授業計画（シラバス）の作成状況

新「大学設置基準」についての一考察（渡辺）

○カリキュラム・ガイダンスの実施状況

○クラスの大きさ、編成方法

○教員一人当たりの授業時間数

○各授業科目担当者間での授業内容の調整

○演習・実験等の実施状況

○視聴覚教育の実施状況

○他学科、他学部聴講の方針と状況

○転学部、転学科の方針と状況

○他大学との単位互換の方針と状況

○進級状況（留年、休学、退学）

○教授方法の工夫・研究

○教授方法の工夫・研究のための取り組み

○教員の教員活動に対する評価の工夫（学生による授業評価等）

（成績評価、単位認定）

○成績評価、単位認定の在り方・基準

（卒業生の進路状況）

○卒業生の就職状況

○学部卒業生の大学院への進学状況

◇研究活動

○構成員による研究成果の発表状況

○研究誌の発行状況と編集方針

○共同研究の実施状況

○研究費の財源（学外からの資金の導入状況、科学研究費補助金の採択状況等）

○研究費の配分方法

○学会活動への参加状況

◇教員組織

○専任教員・非常勤講師の配置状況

○教員補助者、研究補助者の配置状況

○出身大学の構成

○年齢構成

○採用、昇進の手順・基準

○教員の兼職の方針と状況

○教員人事についての長期計画

◇施設設備

○施設設備の整備・運用状況

○図書館の利用状況

○学術情報システムの整備・活用状況

◇国際交流

○留学生の受け入れ状況（受け入れ数、奨学金、宿舎等）、指導体制

○在学生の海外留学・研修の方針と状況

○教員の在外研究の方針と状況

○海外からの研究者の招致状況

○海外の大学との交流協定の締結状況と活用状況

◇社会との連携

○公開講座の開設状況

○社会人の受け入れ（特別選抜制度、特別の履修コース等）

○教員の学外活動状況

○学外の意見を教育研究に反映させるしくみ

◇管理運営・財政

○教育研究に関する意志決定の方法・体制

○事務組織

○予算の編成と執行の方針と状況

○学外資金の導入状況

◇自己証価値体制

○自己評価を行うための学内組織

○教育研究活動等の公表

○評価をフィードバックするためのしくみ

◇

大学教育において、今後の流動的かつ不透明な時代に

においても、我が国が進むべき道を自ら切り開き、あらゆる分野で活力を維持し、世界に貢献していくためには、學術の振興と人材の養成を担う大学の役割がますます重要となってくる。

特に大学教育の観点からは、社会の各方面で活躍し得る人材の養成、時代の変化や學術の新たな展開に対応し得る能力の育成に努めることが期待される。また、国民の意識や生活の多様化、社会人教育のニーズの拡大等に伴い、多様な形態での学習機会を提供することも期待されている。

各大学において、自らの教育理念・目的に基づき、かつ、學術や社会の要請に適切に対応しつつ、特色あるカリキュラムを編成・実施することが、全体としての大学教育の充実や社会が求める優れた人材の養成に資することとなる。また、このためには、必要に応じ、教育組織の柔軟な設計とその充実が求められる。

学生の学習意欲の向上を図り、学習内容を着実に消化させるためには、大学の側において、教員の教授内容・方法の改善・向上への取組み（ファカルティ・ディベロップメント）、授業計画（シラバス）の作成・公表、充実した効果的なカリキュラム・ガイダンスなどを積極的に

推進する必要がある。学生の学習の充実を図る観点から、単位制の趣旨を踏まえつつ、その計算方法の見直し、運用面の改善を図ることや学生の学習を適切に評価することも重要である。このような改善を進める際、初等中等教育の動向や実情に配慮する必要がある。

また、流動的で複雑な社会や學術の新たな展開、国際化・情報化の進展に適切に対応し得る知的・身体的能力の育成が重視されるべきであり、この意味で、自ら考え、判断させる教育、幅広く深い教養及び学問の基礎を重視したカリキュラムの編成、情報処理能力・外国語能力・表現能力等学問の基礎となる能力の訓練等が重要である。その際、例えばゼミナール形式の授業、ティーチング・アシスタントの活用等により、一方的な知識の伝達にとどまらない双方向的授業が現在以上に重視される必要があり、また、関連する情報処理・語学学習等の施設・設備の整備も重要である。

さらに、今後一層増加することが見込まれる留学生や様々な履修形態による社会人学生等の教育についても、それぞれの事情に応じたきめ細かな配慮が必要となる。

また、大学生活全体を通じ、学生の心身の健康の保持・増進に一層努めることが重要である。学生の学習活動や

快適な学生生活への配慮という観点から、大学の学習環境の整備を進めることも重要であり、このため、附属図書館の機能の充実、体育館を始めとするスポーツ施設や福利厚生施設等の整備が一層重視される必要がある。

一般教育の理念・目標が大学教育全体の中で実質的、効果的に実現されるよう、カリキュラム及び教育体制の改善が求められている一方、専門教育のカリキュラムについても、各専門分野の研究の進展、国際領域への展開、社会の多様化・複雑化等に対応して、内容の現代化、専攻領域の広がり求められている。

大学の生涯学習機関としての役割の増大に伴い、大学教育へのアクセスの多様化や授業の履修形態の柔軟化を図るなど、多様な学習機会の提供に努めることが重要になっている。

各高等教育機関が、地域社会に積極的に貢献することが要請されているが、そのためには何よりも、各高等教育機関が優れた教育研究の実績を挙げ、社会的な評価を一層高めることが肝要である。さらに、各高等教育機関が地域の文化の中心として、また地域コミュニティーの一員として、公開講座の開設、図書館・運動施設等の開放、地域の諸活動への教員の協力、地域住民への各種

情報提供サービス、産官学の研究協力等を通じ、地域社会に貢献することが期待されている。

要するに、高等教育の質的充実について、時代の変化への対応能力の育成、学生の学習に配慮した教育プログラムの提供、教員の教育能力・意欲の向上、学生の国際交流に配慮した教育内容・方法の工夫等の教育機能の強化、教育研究環境の高度化、研究の後継者たる優秀な人材の確保・育成等の世界的水準の教育研究、履修形態等の柔軟化、多様な学習成果に対する評価の工夫、地域社会への積極的な貢献等の生涯学習等への対応などである。

◇

以上述べたように、新「大学設置基準」についての概要に少しふれてみたが、当身延山知期大学々園においても、これらのことを充分考慮に入れながら、四年制の大学への改組転換に伴う「教育課程」の編成に取り組むとともに、高等学校の「教育課程」も含めて、今後のあり方を考える必要があると思われる。